

防災・減災、国土強靱化等に資する社会資本整備の推進を求める意見書（案）

本県において、本年6月2日の台風第2号の影響により、県北部を中心とした水災害が発生し、多数の浸水被害、道路の通行止めが発生した。昨今、全国各地で頻発化・激甚化している水災害や、今後起こりうる南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えることが急務となっている。

そのような状況において、国においては、本年6月に今後の施策の継続性を明記した「国土強靱化基本法」が改正されたところである。県においても、流域全体で水災害を軽減させる流域治水の推進や、高規格道路のミッシングリンクの早期解消、災害に強い海上輸送ネットワーク機能の構築等、「和歌山県国土強靱化計画」や「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」等に盛り込まれた施策の推進が引き続き必要であり、これらの防災・減災、国土強靱化対策等をさらに加速させることが必要となっている。

また、今回の出水前に緊急浚渫推進事業債を活用して、河道内の土砂掘削を行っていたところでは被害が軽減した地域もあり、今後の出水により土砂が河川に流出した場合でも、自治体の負担が少なく土砂の掘削が行えるような制度は継続していく必要がある。

さらに平常時はもとより災害時にも施設の機能が確実に発揮できるよう、社会資本を将来にわたり維持していく上で老朽化対策は不可欠であり、補助・交付金等の対象となっていない施設を含め、管理者として計画的な維持管理・更新等を行うことが重要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化や地方創生に資する社会資本整備を推進するため、国直轄事業をはじめ、補助事業、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について必要な予算を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進するために必要な予算を例年以上の規模で確保すること。
- 3 改正国土強靱化基本法を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も、引き続き国土強靱化を推進するため、必要な予算が安定的に別枠で確保されるよう措置を講じること。
- 4 緊急浚渫推進事業債について令和7年度以降も継続すること。

5 防災・減災対策等強化事業推進費について継続的に予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月29日

様

和歌山県議会議長 濱口 太史
(提出者)
森 礼子
長坂 隆司
岩井 弘次
林 隆一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣(防災)